

平成18年11月27日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会  
会長 藤沼 亜起

**実務対応報告公開草案第25号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する  
実務上の取扱い（案）」に対する意見の提出について**

貴委員会から平成18年10月27日付けで公表された実務対応報告公開草案第25号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

## 実務対応報告公開草案第25号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成 18 年 11 月 27 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

### 原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用することとなる場合の会計処理について（Q11）

（コメント）

Q11 については、その内容を再検討すべきである。

（理由）

- (1) 総合型基金において、加入事業所の特別掛金が個別に定められている場合には、当該掛金の拠出期間においては、自社に対応する年金資産を合理的に測定できると考えられる。したがって、原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）へ移行した場合でも、上記のような場合には、自社に対応する年金資産を測定できることが推察されるので、原則法を継続して採用すべきである。さらに、移行時において積立不足額がある場合に、実態に変化がないにもかかわらず退職給付引当金を取り崩すことは、投資家に対して有用な情報を提供するものとは思われない。
- (2) 移行後の確定給付年金制度（複数事業主制度）において、移行前の制度から実質的に引き継がれたと考えられる未積立額にかかる掛金を拠出する場合に、過去勤務債務に係る償却期間と対応させてとしているが、当該掛金と過去勤務債務に係る償却期間とは、合理的な対応関係がないこと、さらに、過去勤務債務を定率法などで償却している場合には、当該金額が「ゼロ」になることはないことなどから、合理的な会計処理とは考えられない。

以 上